

岩手県の医療費助成制度における現物給付の拡充を求める意見書

岩手県は、医療費助成制度に現物給付を導入するとして、その体制整備を進めております。

現物給付については、全国で 37 都府県、東北でも本県以外が実施していることから一日も早い実施が待たれています。

本県の現物給付実施については来年 8 月とし、対象は就学前と説明されています。

県内市町村では深刻化する少子化対策として、子育て支援策の柱に医療費助成制度を掲げ、2014 年 4 月現在、高校生までが 5 自治体、中学生までが 9 自治体と、県内自治体の 42% に達しています。

子どもの健康には、病気の早期発見・早期治療、治療の継続が必要であり、安心して子どもを産み育てられる社会にするために県の制度としての実現が求められています。

よって、次の事項について拡充するよう求めます。

記

- 1 本県の医療費助成制度の給付方法に現物給付を早期に導入し、中学校卒業まで拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 27 年 9 月 18 日

岩手県一関市議会

岩手県知事 殿

指定管理者制度の適切な運用を求める決議

現在、市が設置する施設（以下「公の施設」という。）の多くは、指定管理者制度により民間団体や地域団体が運営している。

もとより、この制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設の管理運営について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を効果的に達成するため、平成 15 年 9 月に設けられた制度である。

この制度の導入により市内の公の施設は、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な運営に寄与しているが、より利用者ニーズに対応した施設の運営や周辺環境も含めた管理の適正化、そして労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされることが、本市議会の願いである。

については、更なる指定管理者制度の適切な運用のため、次の事項について特段の配慮がなされるよう本市議会として下記のとおり求める。

記

- 1 指定管理者は、より質の高い施設運営を推進するため、利用者の声や要望を反映したサービスの提供に努めること。
- 2 指定管理者は、市の施設を指定管理しているという認識のもとに、創意工夫を活かし周辺環境を含む施設管理に努めること。
- 3 指定管理者は、労働法令を遵守することは当然であり、市も、指定管理者の選定にあたっては、労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう留意すること。
- 4 市と指定管理者は、常に対等の立場で協議し、指定管理の範囲やリスクの分担、適切な個人情報の保護を具体的に協定書で確認し、市民が安心して施設利用ができるよう連携を深めること。
- 5 指定管理者は、より高いサービスを提供する一方で絶えず効率的な運営に努め、市はこのために必要な経費を負担すること。

以上、決議する。

平成 27 年 9 月 18 日

安全保障関連法案の強行採決に抗議し廃案を求める意見書

安倍内閣は、今国会に、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈を前提として、武力攻撃事態法、PKO法など既存の10法を一括して改正する平和安全法制整備法案と新法の国際平和支援法案を提出し、9月17日に参議院特別委員会で強行採決を行ったことに強く抗議する。

これらの法案には、国際平和のために活動する他国の軍隊等への後方支援活動等について、自衛隊が活動できる地域が拡大され、武力行使の一体化につながりかねない内容を含んでいる。

各種世論調査では、国民の多くは、政府の説明が不十分であるとしており、安倍総理自身も『国民の理解が進んでいない』ことを認めている。

去る6月4日に開催された衆議院憲法調査会や9月15日開催の中央公聴会において、与党推薦を含め、参考人である憲法学者や内閣法制局長経験者等が相次いで、今回の法案は憲法違反であるとの指摘をした。

このように、最大の問題は、憲法解釈で集団的自衛権の行使容認に道を開くことの憲法判断である。

審議を通じて明らかになったのは、憲法改正をせずに解釈だけで、専守防衛からはみ出す法案の法的不安定さであることは明白である。

わが国の憲法は、過去の悲惨な戦争と専制政治を反省し、人々の平和と民主主義の中から生まれ、国民主権主義、人権尊重主義、平和主義を基本原理とし、権力保持者の恣意によることなく、法に従い権力が行使されるべきとの立憲主義を規定している。

歴代内閣は、これまで、憲法上集団的自衛権の行使は、許されないとの見解であったものを、一内閣において解釈変更することは、立憲主義に反するものと言わざるを得ない。

戦後70年の今、日本の方針の大転換であるが、主権者である国民を無視して数の力で押し通すことは許されない。民主主義の危機である。

よって、国においては、安全保障関連法案を廃案とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 27 年 9 月 18 日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
防衛大臣 殿